電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見の提出

平成 26 年 2 月 24 日

組織名及び 代表者氏名	(株)情報経済研究所 鬼木　甫
住　所	〒565-0873　大阪府吹田市藤白台 1 丁目 1-12-108
連絡先	担当者氏名：　鬼木　甫 電話：　********** ＦＡＸ：　********** e-mail：　oniki@alum.mit.edu

項目		意見
検討課題	論点番号	
２新しい電波利用の実現に向けた目標設定と実現方策	課題全般	市場機能を活用する電波有効利用方策の検討 広く知られているように、電波など稀少資源の有効利用には、利用対象に価格を付して需給を調整する「市場メカニズム」が最良の方策である。この理由から、ほとんどすべての先進国、多数の中進・新興国において(計 80 国余)電波割当にオークションが採用され、米国ではワイヤレスブロードバンドへの電波再配分のためにインセンティブ・オークションが検討中である。産業成長の基本は、経営・技術の両面から創意工夫と新機軸を実現する環境を用意して新規参入機会を開き、競争を促進することにある。現在移動通信分野は 3 社体制に集約されつつあるが、この状態を続けることは、(たとえば暗黙の合意による価格高止まりなど)寡占の弊害を招来して望ましくない。これらの視点から下記の検討を希望する。 **(1) 周波数の新規割当にオークションを採用すること** 平成 24 年通常国会に提出され審議未了になった電波法改正案の再提出が考

		えられる。その際オークション割当周波数帯の譲渡・取引を自由化して電波利用を活性化するため、同法案において課せられている制約を外すことが望ましい。 **(2) 移動通信（携帯電話）免許を全国一律方式から地域別免許に変更すること** 現行制度（全国にわたる包括免許など）は、通信における規模の利益などの理由から導入されたと考えられるが、接続・ローミング等の技術進歩により全国免許の必要は減少している。他方で地域免許（たとえば道州別）の導入により、小規模事業者の新規参入が可能になり、周波数帯譲渡の自由度も拡大する。実際米国では全国で数十・数百地区に及ぶ地域別免許の下で多数の周波数帯取引が実現している。また日本の大都市地域は多くのヨーロッパ 1 国の規模を持ち、地域別免許下でも規模の利益は残る。 **(3) 周波数帯再編成のために市場メカニズムの活用を検討すること** 米国では再配分（再編成）方策としてインセンティブ・オークションを導入中であり、英国では AIP が試用され、EU でも方策を検討中と伝えられる。筆者は「電波の現利用者に対し、電波利用料と連動する供給価格（電波利用終了の補償金額）を表明する義務を課す」方式を提案している。[注)] 上記検討項目はいずれも現事業者の利害に反してその反対が予想されるが、この種の「部分利益」の克服は、国民全体の利益を実現する産業成長の必須要件であることを強調したい。 注） 鬼木甫「周波数再編成（利用変更・移転）のエコノミクス II――新システム（EMM）による再編成加速の提案（前・後編）」、『InfoCom REVIEW』 2012 年 11 月、2013 年 3 月、情報通信総合研究所。 <http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/201210a.html>